

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	240,634,001

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	106,248,400	同左	—	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (注) 1
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注) 1, 2, 3
計	106,318,401	同左	—	—

(注) 1 当行は、単元株制度を採用しておりません。

2 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記3において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無

該当事項なし。

3 第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有していません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年5月17日 (注) 1	214,194	56,327,142	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年9月6日 (注) 2	173,770	56,500,912	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年9月29日 (注) 3	601,757	57,102,669	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年10月11日 (注) 4	153,181	57,255,850	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年10月31日 (注) 5	△830,000	56,425,850	—	664,986,500	—	665,033,781
平成21年9月10日 (注) 6	20,672,514	77,098,364	427,972,721	1,092,959,221	427,972,721	1,093,006,502
平成21年9月29日 (注) 7	8,211,569	85,309,933	170,000,007	1,262,959,228	170,000,007	1,263,006,510
平成21年11月26日 (注) 8	992,453	86,302,386	23,999,994	1,286,959,222	23,999,994	1,287,006,504
平成22年2月16日 (注) 9	20,016,015	106,318,401	484,037,282	1,770,996,505	484,037,282	1,771,043,787

(注) 1 第一種優先株式35,000株、第二種優先株式33,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が214,194株増加いたしました。

2 第二種優先株式67,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が173,770株増加いたしました。

3 第三種優先株式500,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が601,757株増加いたしました。

4 第三種優先株式195,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が153,181株増加いたしました。

5 優先株式の消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式が695,000株減少いたしました。

6 有償第三者割当 普通株式 発行価額 41,405円 資本組入額 20,702.5円

7 有償第三者割当 普通株式 発行価額 41,405円 資本組入額 20,702.5円

8 有償第三者割当 普通株式 発行価額 48,365円 資本組入額 24,182.5円

9 有償第三者割当 普通株式 発行価額 48,365円 資本組入額 24,182.5円

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他
					個人以外	個人	
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—
所有株式数 (株)	—	—	—	106,248,400	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—

第1回第六種優先株式

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他
					個人以外	個人	
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—
所有株式数 (株)	—	—	—	70,001	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—

(7) 【大株主の状況】

普通株式

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	106,248,400	100.00
計	—	106,248,400	100.00

第1回第六種優先株式

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	70,001	100.00
計	—	70,001	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,248,400	106,248,400	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	106,318,401	—	—
総株主の議決権	—	106,248,400	—

【自己株式等】

該当ありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号の規定に基づく取得条項による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第1号の規定に基づく取得条項による優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（平成23年2月28日）での決議状況 （取得日 平成23年4月1日）	第1回第六種優先株式	70,001	210,003,000,000
当事業年度前における取得自己株式	第1回第六種優先株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	第1回第六種優先株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	第1回第六種優先株式	70,001	210,003,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	第1回第六種優先株式	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	第1回第六種優先株式	70,001	210,003,000,000
提出日現在の未行使割合（％）	第1回第六種優先株式	0.00	0.00

（注） 第1回第六種優先株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭の額を3,000,000円とする旨、取締役会で決議しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己 株式	—	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株 式	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
保有自己株式数	第1回第六種優先株式	—	—	70,001	—

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して配当を行っております。

当行は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

上記方針に基づき、当事業年度の普通株式1株当たりの配当金につきましては1,388円（うち、1,180円は中間配当金）といたしました。また、第1回第六種優先株式については所定の金額といたしました。

内部留保につきましては、企業価値の更なる向上のため、「戦略事業領域におけるトップクオリティ」と「新たな規制・競争環境に対応した財務体質」の実現に向けた戦略施策に重点的に投入してまいります。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年11月12日取締役会	普通株式	125,373	1,180
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250
平成23年6月29日定時株主総会	普通株式	22,099	208
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

(2) 第1回第六種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

5 【役員の状況】

(平成23年6月30日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	北 山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成23年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役会長(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役辞任	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
頭取 (代表取締役) 兼 最高執行役員	國 部 毅	昭和29年3月8日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年10月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年4月 平成23年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 同頭取兼最高執行役員(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役	宮 田 孝 一	昭和28年11月16日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成18年10月 平成21年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 同取締役 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	安 藤 圭 一	昭和26年11月5日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成18年4月 平成21年4月 平成22年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	久保哲也	昭和28年9月24日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成18年7月 平成20年4月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	平成23年6月29日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	中西智	昭和28年8月31日生	昭和51年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成23年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員(現職)	平成23年6月29日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	城野和也	昭和29年12月10日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成19年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員プライベート・アドバイザー本部 同取締役兼専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	平成22年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成23年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	清水喜彦	昭和30年12月3日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成22年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成22年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成23年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	箕浦裕	昭和30年8月28日生	昭和53年4月 平成17年6月 平成20年4月 平成22年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成22年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成23年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	南浩一	昭和30年3月21日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成20年4月 平成23年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成23年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する臨時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 兼 専務執行役員	團 野 耕 一	昭和29年7月27日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成23年4月 平成23年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	平成23年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	渡 辺 三 憲	昭和29年11月29日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成23年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成23年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役 兼 常務執行役員	伊 藤 雄二郎	昭和30年8月3日生	昭和54年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	平成23年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役	岩 本 繁	昭和16年3月31日生	昭和40年12月 昭和46年10月 昭和51年3月 平成4年7月 平成5年10月 平成11年5月 平成16年1月 平成16年5月 平成17年6月 平成21年6月	公認会計士尾澤修治共同事務所入所 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 公認会計士登録(現職) 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 同監査法人理事長 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)理事長 同監査法人会長 同監査法人退職 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役	横 山 禎 徳	昭和17年9月16日生	昭和41年4月 昭和48年9月 昭和50年9月 昭和62年7月 平成14年6月 平成14年6月 平成15年4月 平成18年6月	前川國男建築設計事務所入所 デイビス・プロディ アンド アソシエーツ入所 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イंक入社 同社ディレクター(シニア・パートナー) 同社退職 オリックス株式会社取締役(現職) 株式会社産業再生機構監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成22年6月29日付の定時株主総会での選任後平成23年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	野 村 晋 右	昭和20年6月13日生	昭和45年4月 平成21年6月 平成21年6月	弁護士登録(現職) 柳田法律事務所(現柳田国際法律事務所) 弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職) 野村綜合法律事務所弁護士(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
常任監査役	矢 是 宏 基	昭和29年8月8日生	昭和53年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行法人審査第三部長 同丸ノ内法人営業部長 同本店上席推進役 同常任監査役(現職)	平成20年6月27日付の定時株主総会での選任後平成23年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
常任監査役	早 瀬 保 行	昭和32年5月30日生	昭和55年4月 平成17年6月 平成19年4月 平成22年4月 平成22年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行三田通法人営業部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループリスク統括部付部長 株式会社三井住友銀行投融資企画部長 同本店上席推進役 同常任監査役(現職)	平成22年6月29日付の定時株主総会での選任後平成25年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
監査役	荒 木 浩	昭和6年4月18日生	昭和29年4月 平成5年6月 平成11年6月 平成14年9月 平成16年6月 平成18年6月 平成23年4月 平成23年5月	東京電力株式会社入社 同社取締役社長 同社取締役会長 同社顧問 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職) 東京電力株式会社顧問辞任 同社社友(現職)	平成22年6月29日付の定時株主総会での選任後平成25年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
監査役	宇 野 郁 夫	昭和10年1月4日生	昭和34年3月 平成9年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成23年4月	日本生命保険相互会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職) 日本生命保険相互会社取締役相談役(現職)	平成22年6月29日付の定時株主総会での選任後平成25年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
監査役	伊 東 敏	昭和17年7月25日生	昭和42年1月 昭和45年12月 昭和53年9月 平成5年10月 平成13年8月 平成14年4月 平成19年3月 平成21年6月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所 公認会計士登録(現職) アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニーパートナー 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー退職 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退職 中央大学会計専門大学院(現中央大学専門職大学院)特任教授 同大学専門職大学院特任教授退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成21年6月26日付の定時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	溝 口 潤	昭和29年3月19日生	昭和51年4月 平成16年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成23年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成23年6月29日付の定時株主総会での選任後平成26年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
計						—

(注) 1 取締役 岩本 繁、同 横山禎徳、同 野村晋右の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 荒木 浩、同 宇野郁夫、同 伊東 敏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠として補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
角 田 大 憲	昭和42年1月29日生	平成6年4月 平成15年3月	弁護士登録(現職) 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)弁護士 中村・角田法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所)弁護士(現職)	—

4 当行は執行役員制度を導入しております。平成23年6月30日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）の構成は以下のとおりであります。

常務執行役員 22名

執行役員 40名

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、「経営理念」を当行の経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

経営理念に掲げる考え方について、行内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を経営理念に基づき定め、当行の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

- 株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力のある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

コーポレート・ガバナンス体制

(役員の状況)

当行では監査役制度を採用しております。

役員は取締役16名、監査役6名の体制となっており、このうち取締役3名、監査役3名は社外からの選任であります(平成23年6月30日現在)。

社外取締役に、当行の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者)を選任しております。社外取締役は、それぞれの豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

また、当行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員73名が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としております(平成23年6月30日現在)。

さらに、株式会社三井住友フィナンシャルグループが持株会社として、当行の経営管理にあたっております。

(取締役会・監査役)

取締役会は原則として月1回開催されております。取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務全般を統括する頭取との分担を図っております。

なお、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっております。

監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。当行及び株式会社三井住友フィナンシャルグループは、監査役による監督・監視機能を重視しており、役付取締役経験者またはそれに準ずる者を常任監査役に選任しているほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的実施するなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

なお、当行は監査役の半数を社外監査役としており、社外監査役は公認会計士及び会社経営者としての豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

(業務執行)

業務執行については、取締役会において選任された73名の執行役員がこれを担当しております(うち11名は取締役を兼務)。

当行の業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しております。同会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

内部統制システム

当行では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を内部統制規程として定めるとともに、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付け、取り組んでおります。

イ．内部統制規程

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第1条 取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報・文書管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第2条 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第3条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程等を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第4条 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。

当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 当行グループの経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。

グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規則及びコンプライアンス・マニュアルグループ会社規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。

当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会の承認を得る。

(監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性)

第6条 監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を設置する。

監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(役職員が監査役会または監査役に報告をするための体制等に係る事項)

第7条 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。

役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

ロ．内部監査体制

当行は、業務ラインから独立した「監査部門」を設置しております。監査部門は、監査部及び資産監査部で構成されております。

監査部及び資産監査部は、当行の業務運営の適切性及び資産の健全性の確保を目的として、内部監査人協会(注)の基準等に則った手続により内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社に対する監査や各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行っております。これらの監査結果については、取締役会、内部監査会議、及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会、同監査委員会に対して定例的に報告を行っております。

また、監査役、監査部門及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

平成23年3月末現在の人員は、監査部378名(資産監査部との兼務者4名及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部との兼務者9名を含む)、資産監査部48名(監査部との兼務者4名を含む)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究及び内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定が主要な活動。

ハ．会計監査の状況

当行は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人との間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が、定期的に情報交換を実施するなど会計監査の実効性向上に努めております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 河合利治、高橋宏、山田裕行

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 69名、会計士補 61名、その他 34名

ニ．コンプライアンス

当行は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、コンプライアンス体制を整備しております。

取締役会・経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、当行のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、コンプライアンス部門が、業務推進部署等からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当行では、企業としての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設けております。本制度は、当行役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、行内部署に加え外部弁護士も対応しております。

ホ．反社会的勢力排除に向けた体制整備

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。

また、当行では、反社会的勢力の関与の排除を、コンプライアンスの一環として位置付け、総務部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との取引排除に関する規程・マニュアルの整備や研修等を行うとともに、各拠点に不当要求防止責任者を設置する等、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

へ、リスク管理

当行は、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」として制定しております。同規程及び、親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」に基づき、経営会議が「リスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。当行として管理すべき各リスクについては、リスク管理担当部署を定め、リスクカテゴリー毎にその特性に応じた管理を実施するとともに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「リスク管理部門」を設置し、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」という主要なリスクの管理機能を集約し、リスク管理態勢の高度化を図っております。同部門には、担当役員を配置し、傘下に「リスク統括部」および「投融资企画部」を配置しており、このうちリスク統括部が、リスク管理の統括部署として、経営企画部とともに各リスクの網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

ト、CSRへの取組み

当行は、CSRへの取組みを強化するため、「CSR委員会」を設置するほか、経営企画部内に「CSR室」を設置しております。CSR委員会では、経営企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、当行全体のCSR活動に関する事項を協議しております。

また、当行では、CSRの基本方針として定めた「CSRの定義」及び「CSRの共通理念」に基づきCSR活動を推進しております。

<CSRの定義>

「事業を遂行する中で、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」

<CSRの共通理念＝「ビジネス・エシックス」>

○お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

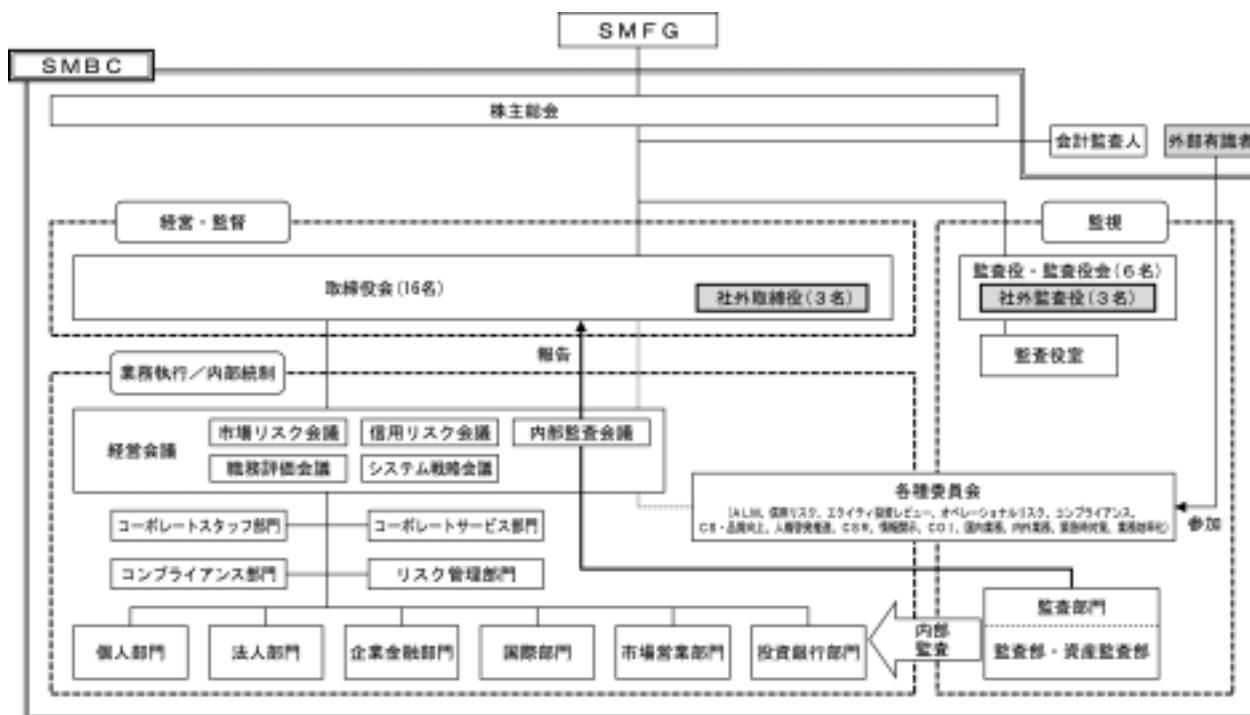
私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

チ. 情報開示

＜当行のコーポレート・ガバナンス体制(平成23年6月30日現在)＞



会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である岩本繁氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である野村晋右氏は弁護士であり、ともに当行との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である横山禎徳氏は、当行との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である伊東敏氏は公認会計士であり、当行との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である荒木浩氏は東京電力株式会社の社友であり、社外監査役である宇野郁夫氏は日本生命保険相互会社の取締役相談役であります。いずれも当行との間に特別な利害関係はございません。

なお、当行は、東京電力株式会社及び日本生命保険相互会社と通常の営業取引がございます。

また、当行は、上記の社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員報酬の内容

当事業年度における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、次のとおりであります。

取締役に対する報酬等 840百万円（支給人数 17名）

監査役に対する報酬等 137百万円（支給人数 7名）

（うち社外役員に対する報酬等 45百万円（支給人数 6名））

- （注）1. 報酬等の額には、取締役に対する役員賞与金の支払いに係る費用169百万円が含まれております。なお、社外取締役及び社外監査役に対する役員賞与金はありません。
2. 当行は、平成22年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金を廃止しております。報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労金が廃止されるまでの期間に相当する取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の支払いに係る費用92百万円（取締役89百万円、監査役2百万円）が含まれております。

取締役の定数

当行は、取締役3名以上を置く旨定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。

中間配当の決定機関

当行は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

議決権の有無又はその内容の差異

当行は、種類株式発行会社であり、普通株式及び複数の種類の優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

なお、当行は発行済の第1回第六種優先株式すべてを平成23年4月1日付で取得しており、有価証券報告書提出日現在、自己株式として保有しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	464	65	539	43
連結子会社	562	23	711	21
計	1,027	88	1,250	65

【その他重要な報酬の内容】

当行及び連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査、税務及び海外拠点の現地法人化に係る助言等に係る報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、会計処理・開示に係る相談業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査時間、提出会社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案することにより決定しております。